

国際観光旅客税過誤納額還付請求書の記載要領

- 1 この還付請求書は、国際観光旅客税法第2条第1項第6号で規定する国外事業者又は第18条第1項で規定する国際観光旅客等が国際観光旅客税を納付するに当たり正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（「過誤納金」といいます。）の還付を受けようとするときに提出するものです。
- 2 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「住所又は居所」欄には、国外事業者又は国際観光旅客等の住所又は居所を記載してください。
 - (2) 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、国外事業者の場合は名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載し、国際観光旅客等の場合は氏名を記載してください。
 - (3) 「納税管理人」欄には、納税管理人が個人の場合は氏名を記載し、また、法人の場合は、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載してください。
 - (4) 「還付を受けようとする過誤納額」欄には、正当税額を超えて納付した場合の還付を受けようとする金額を記載してください。
 - (5) 「納付年月日及び納付金額」欄には、当初の納付年月日、納付月分及び納付金額を記載してください。
 - (6) 「過誤納となった理由」欄には、過誤納となった理由を記載してください。
 - (7) 「還付を受けようとする金融機関」欄には、還付金額の還付を受けようとする銀行名等を記載してください。
 - (8) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項を記載してください。